

# 公益財団法人東京しごと財団 役員の報酬等に関する規程

平成22年9月17日規程第15号

追認 平成23年6月22日規程第3号

## (通 則)

第1条 この規程は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）」（以下、「認定法」という。）第5条第13号及び公益財団法人東京しごと財団（以下、「財団」という。）定款第35条第1項の規定に基づき、理事及び監事（以下、「役員」という。）の報酬の額、その支給方法及び支給日について定める。

## (用語の意義)

第2条 本規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、前号に定める役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、認定法第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用とは明確に区分されるものとする。

## (常勤役員の報酬の額及び種類)

第3条 常勤役員の報酬の額は、別表1に定める総額の範囲内において、「職員の給与に関する条例（東京都条例第75号）」及び同条例の改正の動向等を踏まえて算定し、理事会で決定する。

- 2 常勤役員に対して、別表1に定める総額の範囲内において、地域手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。なお、その支給割合、支給方法及び支給日については、職員の給与に関する条例（東京都条例第75号）に拠ることとする。
- 3 常勤役員に対して、第1項に定める報酬のほか、交通実費相当額を通勤手当として支給する。なお、その支給額の算定方法、支給方法及び支給日については、財団の「職員給与規程」及び「職員の通勤手当の支給に関する基準」に規定する職員の例に拠るものとする。

## (非常勤役員の報酬の額及び種類)

第4条 非常勤役員の報酬の額は、別表2に定める総額の範囲内において、次の各号に掲げる職務の執行1回につき1万5千円とする。ただし、当該職務を同日において複数回執行する場合は、これを1回とみなす。

- (1) 評議員会への出席
- (2) 理事会への出席

(3) 監事による監査の実施

(4) その他法令により定められた職務の執行

2 非常勤の役員が報酬を辞退した場合は、報酬を支給しなくてもよいものとする。

(新たに就任したときの報酬の支給)

第5条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 第3条及び第4条に規定する報酬の額が改定されたときは、改定された日から新たに規定された額で報酬を支給する。

3 前二項の規定により常勤役員に報酬を支給する場合で、月の途中から支給するときの報酬は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割により得られた額で支給する。

(常勤役員が退任又は解任されたときの報酬の支給)

第6条 常勤役員が死亡し、又は財団の都合により解任されたときは、当該死亡し又は解任された日の属する月の報酬を支給する。

2 常勤役員が前項に規定する事由以外の事由により退任又は解任されたときは、当該退任又は解任された日までの報酬を支給する。

3 前項の規定により報酬を支給する場合の支給額は、前条第3項の規定により支給する。

(再任時の支給)

第7条 前条第1項の規定により解任当月の報酬の全額の支給を受けた常勤役員が、解任された日の属する月のうちに役員に再任されたときは、その月の報酬は支給しない。

2 前項に定める以外の再任のときは、新たに就任したときの例に拠る。

(報酬の支給方法)

第8条 役員の報酬は、その全額を通貨で、役員に直接支給する。ただし、役員からの申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

2 前項の報酬の支給において、法令等により役員の報酬から控除すべき金額がある場合は、その役員に支給すべき報酬の額から、その金額を控除した額を支給する。

(報酬の支給日)

第9条 常勤役員への報酬の支給日は、財団の「職員給与規程」に規定する職員の例に拠る。

2 非常勤役員への報酬の支給日は、第4条第1項に規定する報酬を支給すべき事実が生じた日とする。ただし、前条第1項ただし書きに基づき口座振替により支給する場合は、その翌日を支給日とする。

3 前項ただし書きに規定する支給日が、土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号に定める休日をいう。以下、この項において同じ。））に当たるときは、その支給日の翌日以降で、その支給日に最も近い土曜日、日曜日又は休日

ない日に支給する。

- 4 災害その他の事由により第2項及び第3項に定める支給日に費用弁償を支給することが著しく困難なときは、第2項及び第3項の規定にかかわらず、理事長は支給日を一時変更することができる。

(公表)

第10条 財団は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(準用)

第12条 報酬及び諸手当の支給方法、支給手続、その他については、この規程に定めるほか、財団の「職員給与規程」に規定する職員の例に拠るものとする。

(委任)

第13条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）」第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程を、公益財団法人東京しごと財団の規程として再度決定（追認）する。

別表 1

常勤役員報酬の年度総額（上限額）

| 役 職        | 人 数 | 年度総額（上限額）    |
|------------|-----|--------------|
| 理 事 長（常 勤） | 1 名 | 15,500,000 円 |

別表 2

非常勤役員報酬の年度総額（上限額）

| 役 職        | 人 数 | 年度総額（上限額） |
|------------|-----|-----------|
| その他理事（非常勤） | 9 名 | 810,000 円 |
| 監 事（非常勤）   | 3 名 | 360,000 円 |